新型コロナウィルス感染症対策(インドネシア政府による国内移動規制の変更(政府 通達の発出))

令 和 4年 4月 22日 在スラバヤ日本国総領事館

- 1 インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、4月19日付け 通達(通達第16号への追加通達)を発出し、国内移動に必要な条件を変更す ると発表しました。本追加通達は、4月19日から発効し、追って定められる 期限まで有効とされています。
- 2 この通達により、州・県・市の境を越える国内移動において、6歳以上17歳未満の者がワクチンを2回接種済みの場合は、PCR検査又は抗原検査の陰性証明書の提示は不要とされました。これはいずれの移動手段であっても適用対象となるとされています。18歳以上については、変更はありません。従来の規制については、4月5日付けの当館お知らせ

(https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100327028.pdf)を参照ください。

3 国内線フライト等の公共交通機関の利用条件については、航空会社等公共交通機関に照会してください。

(了)